

4年産「生産の目安」の基本的な考え方

令和3年10月8日
北海道農業再生協議会水田部会

1 米をめぐる情勢

主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年10万トン程度のペースで減少することが見込まれており、この傾向は今後も続く見込まれている。一方、主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、今後も堅調な需要が見込まれることから、米産地には、家庭用と業務用それぞれの生産・販売に取り組むことが期待されている。

本道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、わが国を代表する米産地として高い評価を受けるようになった。これからの北海道米生産においては、近年、作付実績と「生産の目安」に乖離が見られる主食用米を中心に、需要の拡大が期待される業務用や安定的な需要が見込まれる加工用など非主食用米も含めた水稻作付の維持・確保により、水田をフル活用しながら北海道米に対するさまざまな需要に応えていくことを通じて、「日本一の米どころ北海道」の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

2 「生産の目安」の概要

(1) 目的

行政による生産数量目標の配分が廃止となった平成30年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に応えていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として本道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。

このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や、直近の需給状況等に柔軟に対応した北海道米の安定供給、水稻作付面積の維持・確保を目的として、全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定する。

(2) 設定内容等

- 全道及び地域協議会ごとの「数量」、「面積」を設定
- 水稻全体、主食用、加工用※、その他（新規需要米等）
- うるち、もち別

※ 地域協議会に対しては、加工用米とその他（新規需要米等）の目安を合わせた「主食用以外」の「生産の目安」を設定するとともに、その内訳を「仮にこれだ

け生産すれば、全道の「生産の目安」に沿った取組となる」という参考値として示す。

■ 生産の目安 [イメージ]

全道	区分		水稻全体		
	うるち	数量(t)	うち主食用	うち加工用	うちその他
		面積(ha)			
もち	数量(t)				
	面積(ha)				
合計	数量(t)				
	面積(ha)				

協議会	区分		水稻全体		(参考)主食用以外の内訳		
	うるち	数量(t)	うち主食用	うち主食用以外	加工用	その他(作付意向分)	その他(作付推進分)
		面積(ha)					
もち	数量(t)						
	面積(ha)						
合計	数量(t)						
	面積(ha)						

(3) 「生産の目安」の位置付け・考え方

- 全道の「生産の目安」は、各団体が自ら策定した生産販売計画に基づき算定した、オール北海道で目指すべき目標値。
- 地域協議会は、道協議会から提示された地域協議会ごとの「生産の目安」を参考に、主体的に需要に応じた生産を推進。

3 「生産の目安」の設定等

(1) 作付意向調査の実施 (10月～11月)

- 道農業再生協議会水田部会（以下「水田部会」という。）が、地域協議会に「生産の目安」等に係る「基本的な考え方」（目安の位置付け・設定方法・推進等、産地交付金の方向性、作付意向調査の目的等）を提示、検討の参考となる資料を提供。
- 地域協議会が作付意向（面積）を把握し、水田部会の構成員である道へ報告。
- 道が全道の水稲作付意向面積の増減（前年比）をとりまとめ、調査結果を地域協議会へフィードバック。
- 地域協議会は、協議会内（JA・集荷業者等）で全道の調査結果等を情報共有。

(2) 団体ごとの販売計画策定（～11月）

- 農業団体、集荷団体が「販売計画」を策定し、水田部会へ提出。

(3) 全道及び地域段階の「生産の目安」(案)の算定 (12月)

- 道が全道と地域協議会の「生産の目安」(案)を算定。
(算定方法の概要は別紙のとおり)

(4) 「生産の目安」の決定・提示 (12月)

- 水田部会において「生産の目安」を決定し、道農業再生協議会が地域協議会、農業団体、集荷団体に対して提示する。

4 「生産の目安」の推進等

(1) 「生産の目安」の推進

- 道農業再生協議会（水田部会）は、全道及び地域協議会の「生産の目安」の提示など、米価の安定による農業所得や北海道米の安定供給を目的とした「生産の目安」の実効性の確保に向け、地域協議会、農業団体、集荷団体等と連携したオール北海道の取組として、本道における需要に応じた生産を推進する。
- 農業団体、集荷団体は「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産の推進について組織決定し、全道運動として展開する。
- 地域協議会は、構成団体が連携して、道内における需要に応じた生産の実現に向け、水田部会が提示する「生産の目安」に基づき、原則として生産者別の「生産の目安」を算定・提示するほか、地域の実情に応じて「生産の目安」の推進に必要な情報提供等の取組を進める。

(2) 産地交付金の活用

- 今後も米主産地としての地位を揺ぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援するなど、引き続き、産地交付金を活用し水田のフル活用を推進する。

(3) 実施状況の確認等

- 水田部会において、作付意向調査の結果や「生産の目安」の実施状況（作付実績）、生産者別の「生産の目安」の提示状況等を確認・検証し、目安の運用改善等を行う。

4年産「生産の目安」の算定方法の概要

1 算定の流れ

- (1) 原則として、はじめに全道の「生産の目安」を算定し、これを踏まえて地域協議会の「生産の目安」を算定する。
- (2) うるち、もちのそれぞれについて算定する。
- (3) 令和4年産の主食用うるち米については、3の(1)のイで地域協議会別の「生産の目安」を算定した後、5に基づく調整を行う。

2 全道の「生産の目安」の算定方法

(1) 数量の目安

ア 水稻全体

イからエの合計値とする。

イ 主食用米

次の情報を総合的に勘案し、算定する。

- (ア) 農業団体及び集荷団体から報告される4年産米の販売計画における主食用米の販売計画数量
- (イ) 3/4年の主食用米等の需給見通し（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」）
- (ウ) 2/3年の都道府県別需要実績（農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」参考統計表）
- (エ) 前米穀年度末の北海道米の民間在庫量の状況
- (オ) 作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の主食用米作付意向面積
- (カ) その他の関連資料

ウ 加工用米

(ア) うるち

農業団体及び集荷団体から報告される4年産米の販売計画と、作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の作付意向を踏まえて算定する。

(イ) もち

3年産米の数量の目安を基本に、農業団体及び集荷団体から報告される4年産米の販売計画における加工用米の販売計画数量及び主食用米の「生産の目安」の対前年増減等を踏まえて算定する。

エ その他

- 3 (1) エのうち加工用米以外の非主食用米に係る数量の合計値とする。

(2) 面積の目安

3 (2) による面積の目安の合計値とする。

なお、水稻全体の面積の目安と内訳が一致するよう、内訳の値について所要の調整を行うことがある。

3 地域協議会の「生産の目安」等の算定方法

(1) 数量の目安

ア 水稻全体

イ及びウの合計値とする。

イ 主食用米

作付意向調査において地域協議会から報告される2年産の作付実績を基本に、2(1)イの方法により算定する全道の「生産の目安」及び作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の作付意向を踏まえ所要の調整を行って算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4(2)の換算単収により数量に換算して取り扱う。

ウ 主食用米以外

次の(ア)から(ウ)までの参考値を合計して算定する。

(ア) 加工用米

地域協議会からの作付意向調査の報告(意向面積を「ホクレン集荷分」「北集集荷分」「その他」の3つに区分)を基に、以下の考え方で算定する。

なお、作付実績及び作付意向は、4(2)の換算単収により数量に換算して取り扱う。

a 「ホクレン集荷分」及び「北集集荷分」

各区分の作付意向と各団体の販売計画を比較した上で、下表のとおり算定する。

作付意向が 販売計画を 下回る場合	以下の①～③を勘案して算定する。 ①水稻作付意向に一定割合(2%)を乗じた数量 ②加工用米作付実績 ③加工用米作付意向
作付意向が 販売計画を 上回る場合	以下の①と②を勘案し、ホクレン・北集の意向を反映した上で、算定する。 ①加工用米複数年契約の3年産実績 ②ホクレン・北集の販売計画

b 「その他」

ホクレンや北集を通さず、実需者と直接契約する加工用米は「その他」に区分し、前年作付実績を基本に設定する。

(イ) その他(作付意向分)

作付意向調査において地域協議会から報告される4年産の加工用米を除く非主食用米の作付意向により算定する。

なお、作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

（ウ）その他（作付推進分）

イ、ウ（ア）及び（イ）の合計が、作付意向調査において地域協議会から報告される3年産の水稲全体の作付意向を下回らないように調整して算定する。

なお、作付意向は、4（2）の換算単収により数量に換算して取り扱う。

（2）面積の目安（主食用米以外の内訳にあっては参考値）

（1）イ、ウ及びウの内訳のそれぞれについて、4（2）の換算単収により面積に換算した値とする。

なお、水稲全体の面積の目安は、主食用米及び主食用米以外の面積の合計とする。

4 換算単収の算定方法

（1）全道の面積の目安を算定する際に用いる換算単収

農林水産省が公表した3年産水稲の都道府県別の10a当たり平年収量（1.7mm基準ベース）とする。

（2）地域協議会の数量の目安及び面積の目安を算定する際に用いる換算単収

ア 農林水産省北海道農政事務所が公表した平成26年産から令和2年産までの水稲の市町村別収穫量（北海道）のうち10a当たり収量を作柄表示地帯別の作況指数により調整した後の値の中庸5年分の平均値（以下、「市町村別7中5平均単収（作況調整後）」という。）を、次の方法により補正した値とする。

（補正方法）

換算単収＝市町村別7中5平均単収（作況調整後）×補正係数

補正係数＝（農林水産省が公表した3年産の北海道全体の平年収量）÷（市町村別7中5平均単収（作況調整後）を元に算定した北海道全体の平均単収）

イ 市町村別7中5平均単収の算定において、秘匿措置により10a当たり収量の公表値が7年に満たない場合は、農林水産省が公表した作柄表示地帯別平年収量を用いる。

ウ 地域協議会の区域に複数の市町村が含まれる場合は、該当する市町村の換算単収を区域内の市町村別水稲作付面積により加重平均した値とする。

エ 地域協議会を同一市町村内の複数の区域に分けて「生産の目安」を設定する必要がある場合は、区域ごとの換算単収は算定しない。

オ 前年産と比較して相当程度の増減が見込まれる場合には、必要に応じて所要の調整を行う。

5 令和4年産主食用うるち米の生産の目安の調整方法

各地域協議会の令和4年産主食用うるち米の生産の目安（以下、「目安」という。）は、全道の「目安」の範囲内で設定することとし、3で算定した面積の「目安」について、

次のとおり調整する。

(1) 調整対象の地域協議会

個々の生産者の作付意向を把握しており、かつ、令和3年産作付実績と比較し、令和4年産の作付面積を維持又は増加する意向のある地域協議会（別途定める協議会は除く）

(2) 調整の方法

ア 3の(2)に基づき算定した地域協議会の面積の「目安」の数値を、作付意向面積の数値に置き換える。

イ 各地域協議会の面積の「目安」の合計が、全道の「目安」を上回る場合は、一律の割合を掛けて調整する。

ウ 数量の「目安」は、4の(2)の換算単収を用いて算出する。

6 その他

(1) 各地域協議会の「生産の目安」の合計が全道の目安と整合するよう、所要の調整を行うことがある。

(2) 都合により算定方法を変更する必要がある場合は、別途水田部会において協議する。

(3) 地域協議会が報告する作付意向は、原則として、個々の生産者の作付意向の積み上げによるものとする。